

全社高障発第 264 号③

令和 6 年 11 月 12 日

都道府県・指定都市障害福祉担当部（局）長 各位

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 事務局長
(公印略)

令和 6 年度 障害者虐待防止マネジャー研修会の開催について

本会事業の推進につきましては、日頃より種々ご協力を賜り深謝申し上げます。

さて、本会では、標記研修会を別添「開催要項」に基づき、令和 7 年 1 月 22 日（水）に対面開催いたします。なお、本研修会は後日録画配信を行うこととしており、対面参加の方は、研修後の振り返りとして録画配信をご覧ください。

また、本会では、昨年度より虐待・権利侵害根絶取り組み事例紹介サイト「気づくことで、傷つけない未来へ」を公開しています。利用者、職員、地域住民の人権や尊厳を守り、福祉施設・事業所での虐待・権利侵害の根絶に取り組むことを発信し、ともに支え合う地域社会を構築するための取り組みをさらに進めています。

本研修会は、虐待防止マネジャーや虐待防止・権利擁護の取り組みを担う職員を対象とします。遵守すべき事業所責務に関する理解を確実なものとするとともに、虐待を生まない支援のあり方や体制構築につなげるための知識、実践的なスキルを学び、各事業所の虐待防止に関わる取り組みの強化につなげることを目的として開催します。

つきましては、障害者施設・事業所の担当者の皆様に多数ご参加いただきますよう、貴都道府県内での周知等ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部（担当：吉本・及川）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL：03-3581-6502 / FAX：03-3581-2428

E-mail：z-ks-seminar@shakyo.or.jp

令和6年度 障害者虐待防止マネージャー研修会 開催要項

1 趣 旨

全国社会福祉協議会は平成28年度より、障害者支援施設・事業所、厚生関係施設等で虐待防止・権利擁護の理念の理解と一層の意識啓発を進めることを目的に、「障害者虐待防止マネージャー研修会」を開催し、障害者虐待防止の推進に努めています。障害者の人権の尊重や権利擁護の具体化を進めるうえで、虐待防止は欠かすことのできない取り組みです。

また、全社協・社会福祉施設協議会連絡会では、令和5年度、虐待・権利侵害根絶取組事例紹介サイト「気づくことで、傷つけない未来へ」を公開しました。利用者、職員、地域住民の人権や尊厳を守り、福祉施設・事業所での虐待・権利侵害の根絶に取り組むことを発信し、ともに支え合う地域社会の構築をさらに進めています。

本研修会は、虐待防止マネージャーや虐待防止・権利擁護の取り組みを担う職員を対象とします。遵守すべき事業所の責務に関する理解を確実なものとするとともに、虐待を生まない支援のあり方や体制構築につなげるための知識、実践的なスキルを学び、各施設・事業所の虐待防止に関わる取り組みの強化を目的として開催します。

2 主 催 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

3 企画・運営 障害者虐待防止マネージャー研修会運営委員会 (全国社会就労センター協議会、全国身体障害者施設協議会、 全国社会福祉法人経営者協議会、全国救護施設協議会、 全国身体障害者福祉施設協議会、日本知的障害者福祉協会（障害関係団体 連絡協議会より）)

4 開催方法 対面開催および録画配信

5 日 時 令和7年1月22日（水）10：00～17：00

録画配信 令和7年2月10日（月）～3月7日（金）

6 会 場 全社協「灘尾ホール」 (〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルLB階)

7 定 員 会場参加 180名（定員となり次第締切）

録画配信参加 定員設定なし

8 プログラム

時 間	内 容
9 : 30	受付
10 : 00	開会あいさつ
	行政説明
10 : 05～	「虐待防止のための取り組み状況」
10 : 50 (45分)	国の「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」のポイントを中心に、全国的な虐待防止マネジャーの取り組み状況や、施設・事業所に求められる対応等について説明する。 【講師】 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 虐待防止対策専門官／障害福祉専門官 松崎 貴之 氏
	基調説明
10 : 50～	「虐待防止の取り組みと権利擁護の組織風土づくりについて」
11 : 35 (45分)	身体拘束の適正化、障害者の意思決定支援を推進するための方策（意向確認・意思決定支援）について各事業所単位での取り組み内容を確認するとともに、令和4年度より設置が義務化された虐待防止マネジャー（担当者）に求められる視点を考察する。 【講師】 障害者虐待防止マネジャー研修会運営委員会 座長 三浦 貴子
11 : 35～ 12 : 35	昼休憩
	連続レポート
12 : 35～	虐待防止・権利擁護のための施設・事業所等の取り組みを振り返るとともに、評価と課題、展望を紹介する。
13 : 55 (80分)	【進行】 障害者虐待防止マネジャー研修会運営委員会 委員 川本 明良 【コメンテーター】 川島法律事務所 弁護士 川島 志保 氏 【登壇者】 ◎障害者福祉センター友愛寮 施設長 金涌 文男 氏（鳥取県） ◎幸陽園 統括所長 長谷 茂幸 氏（神奈川県）
(10分)	休憩
14 : 05～	演習※演習のみ録画配信はございません
15 : 55 (110分)	事前課題に記載した自施設での取り組みや実践をもとに、虐待防止・権利擁護について意見を交換する。
(15分)	休憩
	全体会（振り返り）
16 : 10～	演習成果を共有し、障害者支援施設・事業所、厚生関係施設の各視点で重要な取り組みや考え方を紹介して研修を振り返る。
16 : 50 (40分)	【コーディネーター】 障害者虐待防止マネジャー研修会運営委員会 委員 油谷 佳典 【登壇者】 障害者虐待防止マネジャー研修会運営委員会 委員
16 : 50	閉会あいさつ

9 参加対象

障害者支援施設・事業所における虐待防止マネジャー、虐待防止委員会の責任者、管理者、救護施設、厚生事業関係施設等における虐待防止に関わる職員 等

10 参加費

会場参加	1名あたり12,500円（録画配信視聴も可能です）
録画配信参加	1施設・事業所あたり15,000円

※会場参加の方には、当日研修会の資料（冊子）一式を配布いたします。

※録画配信参加の場合は、お申し込みいただいたメールアドレス宛てに研修会の資料（冊子）一式をダウンロードいただけるページをご案内いたします（資料冊子の送付はございません）。

11 申し込み締切 令和6年12月20日（金）

※会場参加・録画配信参加どちらも上記期日までにお申し込みください。

12 申し込み方法

申し込みの受付は、（株）ディレクターズクラブが執り行います。

下記申し込みサイトよりお申し込みください。

<https://zenshakyo2024.sakura.ne.jp/>

申し込み時に、入力されたメールアドレスに申込完了および参加費お振込のご案内メールを送ります。案内に従って参加費の振り込みをお願いします。

※案内期間でご対応が難しい場合は、（株）ディレクターズクラブ（担当：東海林^{しょうじ}、E-mail：shoji@directorsclub.co.jp）までメールにてご連絡をお願いします。

●変更・取消について

【申込締切日迄】お申込みの際にご登録いただいたメールアドレス・パスワードを入力して「ログイン」し、各自、変更等お手続きをお願いします。

【申込締切日後】申し込みサイトのトップ画面にあります「お問い合わせ」ボタンより変更等の内容をご記入いただき、お送りください。

●参加費ご入金後、および令和6年12月23日（月）以降の取消には、参加費を返金いたしません。研修資料の送付（録画配信申込者はダウンロード）をもって代えさせていただきます。予めご了承ください。

13 情報保障

会場参加	手話通訳・要約筆記等をご希望される方は、お申し込みの際にご記入ください。
録画配信参加	字幕を表示いたします。

14 会場参加者の事前課題の提出について

虐待防止に向けた取り組み等を共有するため、「事前課題」(事前提出用シート)を参加施設・事業所ごとにご提出いただきます。

「事前課題」は、提出されたデータをそのまま研修資料として参加者に提供・共有します(事務局による編集・加工はいたしません)。予めご承知おきください。あわせて、個人情報の取り扱いに十分ご留意願います。

※資料として配布するため、会場参加者は必ずご提出をお願いいたします。

《提出方法・留意点》

①申し込みサイトおよび参加費請求の案内メールに記載されているURLをクリックし、WEB(Googleフォーム)上でご入力ください。

※申し込み受付サイトには、下書き用の様式(Word)をご用意しておりますので、ご活用ください。

②1施設につき、1回答ご提出をお願いします。複数名参加される場合は、代表で1名の方がお取り組みください。

③提出期限：令和6年12月23日(月) 23:59 必着

15 会場参加者の受講証明証の発行について

本研修会では、会場でご参加された方に受講証明証を発行します。

なお、令和5年度に行った同研修会会場参加者の受講証明証も遡及して発行いたします。

16 個人情報の取り扱い

- (1) 本研修会の参加にあたり提供を受けた個人情報は、申し込み受付等、研修会動画制作等業務委託業者((株)ディレクターズクラブ)と全国社会福祉協議会事務局で共同利用いたします。
- (2) 参加者の交流に資するため、提供情報をもとに参加者名簿(都道府県名、参加者氏名、施設・事業所名、事業種別、役職名等)を作成し、参加者に配布いたします。
- (3) 個人情報は、本会プライバシーポリシーに基づき、参加申し込み受付など、研修会の運営に必要な範囲内で使用いたします。

「全社協個人情報保護に関する方針」<https://www.shakyo.or.jp/kojin.html>

研修会に関するお問い合わせ先

全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部 [担当：吉本、及川]

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-6502 FAX 03-3581-2428 E-mail: z-ks-seminar@shakyo.or.jp

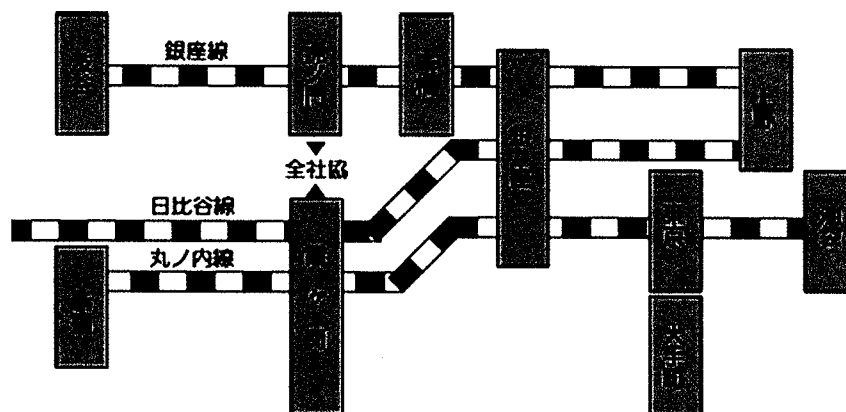
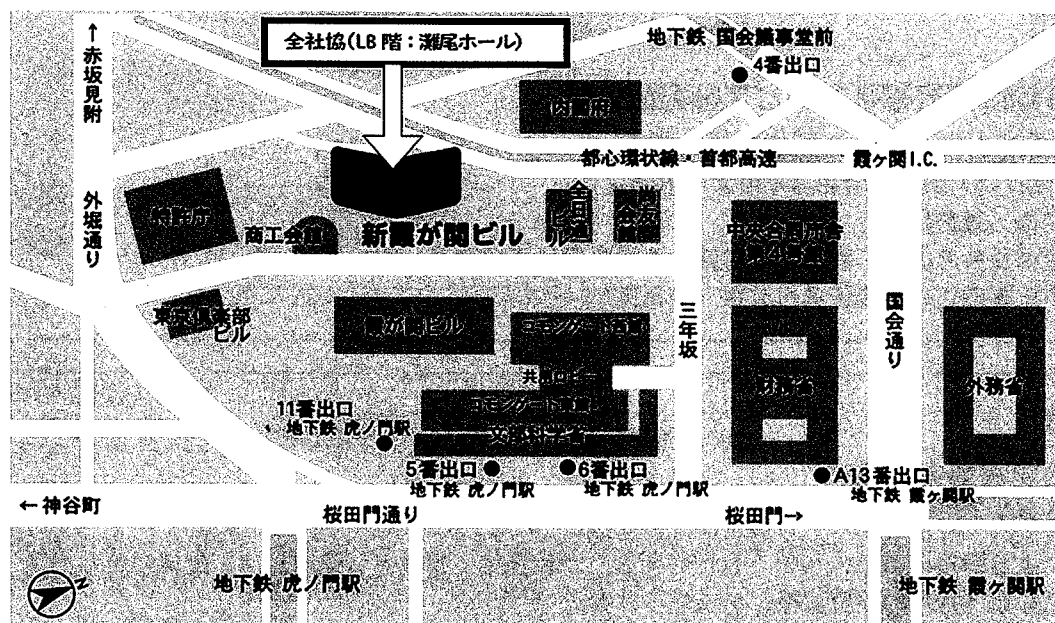
参加申し込み等に関するお問い合わせ先

株式会社ディレクターズクラブ [担当：東海林^{しょうじ}]

TEL 090-2625-5297 E-mail: shoji@directorsclub.co.jp

受付時間：平日10:00～17:00

全社協・灘尾ホール周辺図／アクセスマップ



【最寄駅】

- ・東京メトロ〔地下鉄〕丸ノ内線／千代田線／日比谷線「霞ヶ関駅」A13出口より徒歩8分
- ・東京メトロ〔地下鉄〕銀座線「虎ノ門駅」11番出口、または5・6番出口より徒歩5分

【羽田空港からのアクセス】

- ・羽田空港（京浜急行）→JR品川駅→（山手線/京浜東北線）→JR新橋駅（銀座線に乗換）→虎ノ門駅下車
- ・羽田空港（京浜急行—都営浅草線乗入れ）→JR新橋駅（銀座線に乗換）→虎ノ門駅下車
- ・羽田空港（東京モノレール）→浜松町（JRに乗換）→JR新橋駅（銀座線に乗換）→虎ノ門駅下車

【主要駅（JR）からのアクセス】

- ・東京駅→丸ノ内線に乗換・霞ヶ関駅下車、もしくはタクシーで約10～15分
- ・新宿駅→丸ノ内線に乗換・霞ヶ関駅下車（または中央線四ツ谷駅で丸ノ内線に乗換）
- ・池袋駅→丸ノ内線に乗換・霞ヶ関駅下車（または山手線新宿駅で丸ノ内線に乗換）
- ・渋谷駅、上野駅、新橋駅→銀座線に乗換、虎ノ門駅下車

(参考) 障害者虐待防止・権利擁護に関わる基準規定や報酬改定【抜粋】

令和3年度

1. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定

●障害者虐待防止推進のため運営基準に規定

(令和3年度は努力義務、令和4年度より義務化)

- ①従事者研修(義務化)
- ②虐待防止委員会の設置・委員会検討結果に従事者に周知徹底(義務化(新規))
- ③虐待の防止等のための責任者の設置(義務化)

令和6年度

1. 改正障害者差別解消法

- ①障害のある人々の権利を守り、共生社会を実現するための取り組みを推進する。
- ②事業者による障害のある人への「合理的配慮」が義務化。事業者(職員)は、配慮の申し出等に対し、「建設的対話」と「合理的環境調整」が求められる。

2. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定

●障害者虐待防止の推進「虐待防止措置未実施減算」【新設】

- ①令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を1%減算する。
- ②指定基準の解釈通知において、
 - ・虐待防止委員会(身体拘束適正化委員会を含む。)において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、
 - ・障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示する。

●身体拘束等の適正化の推進「身体拘束廃止未実施減算」

- ①施設・居住系サービスについて、身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げる。
- ②訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

●意思決定支援の推進

- ①相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記するとともに、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させる。
- ②相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

●意向確認マニュアル作成等の義務化

- ・すべての入所者に対して、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認し、希望に応じたサービス利用にしなければならないことを運営基準に規定する。
- ・本人の希望に応じたサービス利用に実効性を持たせるため、
 - ▶地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者を選任すること
 - ▶意向確認のマニュアルを作成することを運営基準に規定する。当該規定については、令和6年度から努力義務化し、令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は、減算の対象とする。
- ・地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合を評価するための加算を創設「地域移行促進加算(Ⅱ)」する。

※参考のとおり、障害者支援施設では「虐待防止」「意向確認」に向けて取り組みが進められている(「虐待防止措置未実施減算」の新設、「身体拘束廃止未実施減算」の見直し)のが現状。



Q、昼食の用意はありますか。

A、ございません。各自でご用意ください。

近隣に飲食店やコンビニエンスストアがあります。

Q、宿泊の手配を頼めますか。

A、手配は承りません。必要な場合、各自でご手配ください。

Q、録画配信を1つの施設が申し込み、法人内の複数施設に案内してもよいでしょうか。

A、法人単位ではなく、施設単位でお申し込みください。

Q、録画配信の動画は何度視聴してもよいでしょうか。

A、配信期間内であれば、何度でも繰り返し視聴できます。

Q、録画配信の際にデータとして掲載される資料を教えてください。

A、①本資料（講義のレジュメなど）、②参考資料、です。ただし、演習は会場参加者のみで行いますので使用する事前課題集は、会場参加者にのみ配布します。

Q、同じ施設から「会場参加」と「録画配信参加」を予定しています。

どのように申し込めばよいでしょうか。

A、会場参加のみのお申し込み（1名分）で、人数の制限なく録画配信参加も可能です。ただし、資料冊子の配布は、会場参加申込数（1名分）となります。資料データは、録画配信開始時に動画とともに掲載する予定です。ご自身でダウンロード・印刷をお願いします。（下記「例」参照）

例 **会場参加2名+録画配信参加1名の場合**

- ・ 会場参加2名のお申し込みで、何名でも録画配信を視聴できます
（代表者1名がまとめて2名様分をお申し込みください）
- ・ 参加費は25,000円（12,500円×2名）
- ・ 資料冊子は会場参加2名分のみ配布